

議 事 の 大 要

- 職務代理 定刻となりましたので、只今より令和6年第5回東久留米市選挙管理委員会定例会を開催いたします。
- 事務局長 それでは、本日の議事の進行を事務局長お願いします。
- 事務局長 塩野谷委員長が令和6年5月4日に逝去されました。ここで、本委員会に長年の間ご尽力頂いた故塩野谷委員長へご冥福をお祈りするとともに、哀悼の意を表するため黙とうを行います。
- 事務局長 ～黙とう～
- 事務局長 本日の議案は、議案第9号「令和6年5月1日現在における永久選挙人名簿の抹消について」、議案第10号「令和6年5月8日現在における在外選挙人名簿の登録及び抹消について」、議案第11号「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定により選挙管理委員会が定める日について」及び「その他」でございます。
- 事務局長 初めに日程1. 議案第9号「令和6年5月1日現在における永久選挙人名簿の抹消について」であります。事務局から説明を行います。
- 事務局 それでは議案第9号についてご説明いたします。
- 事務局 選挙人名簿登録者数（前回）は男 46,781 名 女 50,475 名 計 97,256 名、抹消者数（減）は男 199 名 女 190 名 計 389 名であり、令和6年5月1日現在における選挙人名簿登録者数は男 46,582 名 女 50,285 名 計 96,867 名となります。提案理由につきましては、公職選挙法第28条に該当するものを抹消するためでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 事務局長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。
- 事務局長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第9号を原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
- 各委員 全員承認
- 事務局長 次に日程2. 議案第10号「令和6年5月8日現在における在外選挙人名簿の登録について」であります。事務局から説明を行います。
- 事務局 続きまして議案第10号について説明いたします。
- 事務局 在外選挙人名簿登録者数（前回まで）は、男 48 名 女 80 名 計 128 名、今回登録者数は、男 1 名 女 0 名 計 1 名、抹消者数は、男 0 名 女 0 名 計 0 名であり、令和6年5月8日現在における在外選挙人名簿登録者数は、男 49 名 女 80 名 計 129 名となります。提案理由につきましては、公職選挙法第30条の6の規定による在

外選挙人名簿への登録を行うためでございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局長 説明が終わりました。只今の説明についてご意見はございませんか。

事務局長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第10号を原案のとおり決定したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

各委員 全員承認

事務局長 次に日程3. 議案第11号「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定により選挙管理委員会が定める日について」であります。事務局から説明を行います。

事務局 それでは議案第11号についてご説明いたします。

選挙において、船便等の交通が悪い離島などから不在者投票を希望する選挙人がいた場合に、告示日以降にその選挙人へ向けて投票用紙を送付したのでは投票に間に合わないときは、公職選挙法施行令第53条第1項によって、「告示日前の請求に対して郵送で交付する場合は、告示日以前において区市町村選挙管理委員会が定めた日以降に発送する」ことができる旨を規定しております。

現在のところ、離島からの選挙人の方の不在者投票の申請があったわけではないのですが、いつ申請があってもすぐに対応できるようにし、投票の権利を確保するために、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙においても、公職選挙法施行令第53条第1項の規定を適用し、東久留米市選挙管理委員会が定める日を「令和6年5月8日」にすることを議題として提案します。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局長 説明が終わりました。只今の説明についてご意見はございませんか。

事務局長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第11号を原案のとおり決定したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

各委員 全員承認

事務局長 では日程4. 「その他」に移りたいと思ひます。事務局からよろしくお願ひします。

事務局長 何かありますでしょうか

各委員 ございません

職務代理 無いようなので、閉会といたします。ありがとうございました。